

令和3年 滑川町農業委員会 第11回総会 議事録					
召集月日	令和3年11月18日(木)				
開 会	令和3年11月25日(木) 午前9時30分				
閉 会	令和3年11月25日(木) 午前10時10分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 13名出席、 1名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	欠席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	鯨井丈晴	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	5番	高柳幸夫	6番	田幡只夫	

第 11 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 55 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 56 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 57 号	農地改良届出について
日程第 5	議案第 58 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 6	議案第 59 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので令和3年第11回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思っております。欠席者の報告です。議席番号14番、井上委員さんより欠席届が提出されておりますのでご報告の方をさせて頂きます。農地利用最適化推進委員さんの欠席の方はございません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと思っております。北堀会長宜しくお願い致します。

会 長 はい。委員の皆さん、おはようございます。第11回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。昨日、今日あたりから大変寒さも身に染みる時期になってきました。北海道でも一昨日は3cmで、昨日は80cmも雪が降った様で、今は一日一日の変化が大きい様です。また今年は原油高ということで、灯油等を使う施設栽培をしている方は、特に大変だと思います。この状況は来年の2月頃まで続く様ですが、早く元通りになってもらえれば良いなと思っております。10月と11月に皆さんには、農地利用状況調査をして頂いていると思っておりますが、大変寒い中実施して頂きありがとうございます。場所によってはだいぶ変わっている所もあるかと思っております。中尾で私が確認した一部、山際の方なのですが、竹が一年増しに伸びてきております。特に竹関係がある近くは、畑に竹が入り易いので、十分に気をつけて何らかの対策ができる様にして欲しいと思っております。今、千葉の方へ行くと、竹がどんどん増えてしまっている様です。竹や葛といったものが農家にとっては天敵かなと思っております。また、本日、提案された議案ですが、慎重審議をお願いして会長の挨拶とさせて頂きたいと思っております。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたいと思っております。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと存じますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会規則によりまして、議長を務めさせて

頂きます。只今の出席委員は、14名中13名であります。滑川町農業委員会規則第6条の規定による定足数に達しております。令和3年滑川町農業委員会第11回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。  
(委員より、異議なしの声あり)

議 長 それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号5番の高柳委員さん、議席番号6番の田幡委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の鯨井主任をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第2、議案第55号「農地法第3条について」を、議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より、議案第55号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、1,168㎡になります。それでは整理番号1を説明、朗読させていただきますので、議案書の1頁、図面は議案第55号資料1と記載されているものをお手元にご用意ください。それではご説明いたします。申請地は、比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、1,168㎡になります。譲渡人は、比企郡滑川町大字○○○×××番地、□□□様です。譲受人は、比企郡滑川町大字○○○

×××番地、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、□□□様の面積について修正がある旨を担当委員と確認しております。後ほど説明させていただきます。譲渡人については議案書記載のとおりです。申請理由ですが、経営規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断とすることになります。今回配布をさせて頂いた農業委員、推進委員の手帳の後ろの方に頁番号が記載されている箇所があると思いますが、その17頁あたりに記載されている内容が確認事項になります。参考としてご覧下さい。ご審議の程宜しくお願い致します。

- 議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。
- 5 番 はい。1班、班長の5番、高柳です。11月20日、土曜日、9時より、農業委員3名、推進委員3名の計6名で申請地の現地調査を行いました。詳細については、担当委員の齋藤さんをお願い致します。宜しくお願い致します。
- 3 番 はい。3番、齋藤哲男です。只今、班長の高柳委員から、お話があった通り11月20日に現地確認を実施致しました。今回の案件ですが、譲渡人、□□□氏から、譲受人、□□□氏に土地の売買による所有権の譲渡の申請であります。地番は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、地目は畑でございます。場所ですが、○○○を北へ約×××m進行し、左側に○○○がございます。そこが□□□氏の自宅です。自宅から、約×××m行った地点、○○○の道路を挟んで合い向かいの高台が申請場所でございます。譲渡人、□□□氏は、病気により農業が出来ず、家族も農作業が出来ない為、農業を縮小したいとの意向でした。また、□□□氏は、日頃から農業の規模拡大を考えており、両者の思惑が一致し、

今回の申請になった訳でございます。□□□氏の理由書がございますので、先に読ませて頂きます。私は現在、夫の介護をしながら、生活をしております。その為、長時間、自宅を離れた形で仕事をするのが難しい為、なるべく自宅に近い場所で、自分で行える農業を積極的に行っていきたいと考えております。現在、私の営農状況は、別紙の農業経営状況調査書の通りです。そのような中で、今回申請地となる土地の所有者、□□□様から自身で農業経営を続けて行くことが困難となった為、農地を譲りたいというお話を頂きました。申請地は私の自宅に近く、耕作がしやすい形状をしている為、私にとってもありがたい話と思い、手続きに及んだ次第です。取得した土地では、主に、キュウリ、ナス、玉ネギ等の野菜類を栽培し、徐々に出荷などが出来る様になればと考えております。また、収穫多忙期には、手伝いをしてくれる子、□□□氏がおり、今後、今まで同様の農地の利用や管理が出来るものと考えております。以上が農地法第3条に基づく農地の取得手続きに及んだ理由であります。という内容でございます。初めに皆様にお伝えしたい事がございます。議案書にかかっている自作地の経営面積と、実際の申請書の経営面積が違う事を申し添えます。所有地の自作地が申請書では 8,168.28 m<sup>2</sup>となっております。畑の筆が9筆、貸付地につきましては、田が4,417 m<sup>2</sup>、非耕作地につきましては、農業用施設 42.72 m<sup>2</sup>でございます。また、事務局から、確認調査の依頼がありました土地の説明を致します。初めに自宅東側の三角地でございますが、下草も刈っており、保全是管理されております。また、農業用倉庫については、以前案件として確認しており届出済でございます。伊古の土地ですが、果樹が4、5本植わっており、下草も刈っており、管理されています。また他の6筆につきましても、もも、しいたけの原木栽培、野菜類等も耕作され、保全是管理されております。また就業する人でございますが、□□□氏と子の□□□氏が休日に耕作するという事でございます。周辺地域との関係でございますが、取得する畑の周囲は高台にあり、日当たりも良く、キュウリ、ナス、

玉ネギの野菜の生育に適した農地であり、近隣の農地の利用調整には協力致しますとの事でございます。また、農薬の使用方法につきましても、地域の防除基準に従い、周辺の住民から申請地の使用方法について苦情が発生した場合には、当方で責任を持って対処するとの事でございます。以上、農地法第3条の許可案件における申請者の経営農地につきましても、適正に保全は管理されております。私が思うに、農業に対して、廃業や縮小する人が多くなっている中で、規模を拡大するという方は、地域にとっては大変ありがたい存在だと考えます。今回の案件ですが、当初申請書の不備がございましたが、耕作地も保全管理されており、この案件は適当と考えます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区推進委員の□□□でございます。報告は先程、委員さんからお話頂いた通りでございますが、一言付け足しさせて頂きます。この申請地については、□□□さんから頼まれて、□□□さんの所で4、5年前から保全管理のお手伝いをしてきたという事実がございます。これも併せて報告させて頂き、審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい。大変ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん、および担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきましてご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り議案第55号、番号1について許可する事に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので議案第55号、番号1については、申請の通り許可と決定致しました。以上で、日程第2、議案第55号、番号1を終わります。

議 長 日程第3、議案第56号「農地法第5条について」を議題と致します。本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第

1項に規定の「議事参与の制限」に該当する委員さんがいらっしゃいますので、該当委員については退席を頂きます様、お願い致します。

(□□□委員、退席)

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第56号「農地法第5条(知事)について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、469㎡の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第56号資料1-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、農振地域外の農地、369㎡。同じく×××番×××、田、農振地域外の農地、100㎡。合計2筆、469㎡です。農地の区分は2筆とも10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は2名おりまして、一人目は、比企郡滑川町大字○○○×××番地、□□□様です。○○○×××番×××の所有者になります。二人目は、比企郡滑川町大字○○○×××番地×××、□□□様です。○○○×××番×××の所有者になります。譲受人は、東松山市○○○×××番×××号、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、建売分譲として専用住宅1棟を建築する為、転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

1番 はい。今月から4班班長をさせていただきます。1番、神田です。11月20日、土曜日、朝8時より、農業委員5名、推進委員2名、計7名で現地調査を実施致しました。地区担当であります□□□さんは議事参与制限に該当する為、臨時の説明委員として、赤沼委員さんにご報告をお願い致します。

9番 はい。4班、9番、赤沼です。地区担当の□□□委員が議事参



与制限に該当する為、代わりまして報告致します。先程、班長から説明がありましたが、11月20日土曜日に、申請地の現地確認を行いました。土地の所在等については、先程、事務局の方から説明のあった通りでございます。申請地の位置については、〇〇〇前の〇〇〇を〇〇〇方面に向かって〇〇〇橋を渡りまして、〇〇〇の交差点を〇〇〇して、約×××m先の〇〇〇側です。〇〇〇の手前の所でございます。申請の内容は、所有権を移転して、農地を転用し、建売住宅を建築するものでございます。申請の事由については、理由書に基づきまして内容を説明したいと思いません。私は東松山市内で平成25年から宅地建物取引業を営んでおります。今般、分譲住宅を計画して土地を探していた所、地主様のご厚意により、申請地を購入する契約が整いました。申請地は東武東上線〇〇〇駅から×××km、〇〇〇から×××kmにあります。分譲住宅を建築するには最適と思われれます。以上の理由により分譲建売住宅を格安にてユーザーに提供したいと考え、申請致しますので宜しく許可下さる様、お願いします。この様な内容になっております。申請地の周りについては、道路と水路で囲まれております。この土地は、田んぼは休耕中でありまして、前面の道路より低い所にある為、コンクリートブロック積みの擁壁を設置しまして、盛土による造成工事を行う予定になっております。それから、宅内に住宅を建築した場合の雨水につきましては、浸透トレンチを設置しまして宅内処理とします。雑排水については、合併浄化槽で処理をして水路に接続する計画になっております。その他に添付書類として、工事にかかる見積書、資金調達書、また道路工事施工承認申請書、公共水路使用許可申請書等が添付されておりまして確認をしてしております。申請地の周辺については、耕作農地が減少しておりまして、住宅の建築が年々増加している傾向にあります。この様な状況でありますので、本申請につきましては、やむを得ないものと考えます。以上で報告を終わります。ご審議のほど、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 ○○○地区推進委員、□□□でございます。申請地は○○○で農地の集積というよりも、宅地化が進んでいる所でございます。北側には水路を挟んで既に開発され、住宅が出来ております。また、この土地は現在休耕となっておりますが、保全管理がしっかりされております。それから、周辺には耕作されている場所が、点在しておりますが、ここに建売住宅1棟が建築されても周辺農地への影響は全くないと思われます。本申請に関する意見は以上になります。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、日程第3議案第56号、番号1については許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。以上で議案第56号、番号1を終ります。事務局は退席委員の復席の誘導をお願いします。

(□□□委員、復席)

議長 □□□委員、審議案件につきましては許可相当と決定致しましたので、ご報告とさせていただきます。

議長 続きまして日程第4議案第57号「農地改良届出について」を議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第57号「農地改良届出について」を説明致します。議案書の3頁、議案第57号資料1と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は1件になります。農地改良届出について簡単に説明させていただきます。農地改良は、農地の保全若しくは利用の増進とした農業経営の改善を目的とした行為で、一定の期間や規模が大きくなる場合には、耕作不能な状態が複数月と

なるため、農地転用許可を要するものとなります。農地改良の中で、改良面積が1,000㎡未満であること、工期が1ヵ月以内であること、表土に農作物の生育に適した耕作土を確保していること、地区の営農環境に影響を及ぼさないことの全ての条件を兼ね備えている場合、工事着工前に農業委員会に届出書を提出することで改良工事を行うことができます。届出として会長専決処分として取り扱う農業委員会もありますが、滑川町の場合、総会審議を行い、承認後に受理とするやり方を行っています。それでは番号1を説明させていただきます。番号1ですが、所在地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、農振農用地、344㎡になります。申請人ですが、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、農地が傾斜地の為、効率的な利用ができないので、天地替として客土Cにより農地改良をしたいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 はい、2班班長、7番の贅田基司です。調査日は11月18日、月曜日、午前10時より、2班の農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。詳細については私が担当でありますので、引き続き説明させていただきます。申請地は〇〇〇から〇〇〇に行き、〇〇〇の交差点を右折しまして、県道×××号線を〇〇〇に×××m程行き、〇〇〇して×××mほど行った所の〇〇〇にあります。申請人の□□□さんは、年間を通して葉物野菜や季節の野菜を約2,921㎡の畑で耕作しております。いずれの農地もよく管理されておりました、収穫した野菜は滑川町農産物直売所に出荷しております。申請地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、344㎡です。境界杭もはっきり確認できました。申請理由を簡単に読み上げたいと思います。申請地は自宅に隣接する畑より用水路に向かって低くなっており、水が溜まりやすい形状になっている為、作物が育てにくい状態となっております。

ます。その為、今回、天地替え、客土 C による農地改良を行い、現状より最大 70 cm の盛土を行う事でキャベツやキュウリ等の野菜を作れる畑にしたいと考えております。尚、改良に使用する土は鴻巣市内の雑種地の工事で発生したもので、土質検査を行い、各成分は基準値以下に収まっています。また、造成作業については、泥受け入れ代金と相殺の為、費用も掛からない予定です。自宅に近い申請地の畑を、より使いやすくする為の農地改良である為、是非、実施したいと考えております。となっております。隣接地の農地所有者には、同意書にて了解を得ております。排水の方法については、素掘り側溝、幅 30 cm、高さ 30 cm にて対応しております。第三者に迷惑が掛からない様、自然浸透方式としています。搬入する盛土は、土質検査を実施していずれの成分も基準以下になっており、問題無いと思います。盛土の高さは、隣接道路に対して 30 cm 以内で、現況面より最大 70 cm となっております。被害防除策として、隣接地への土砂、雨水流出対策を行い、万が一被害が生じた場合は、責任を持って対処すると約束されています。また、工事車両進入については、鉄板にて養生して工事終了後、速やかに原状復帰するとの事です。申請者の労働状況は、本人の他 2 名で農作業を行っているので、労働力は確保されております。農機具の保有状況ですが、トラクター 1 台、耕耘機 1 台、除草機 2 台、軽トラック 1 台を所有しております。調査の結果、今回の申請内容については、適当であると見受けられました。審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい、〇〇〇地区、推進委員の□□□です。対象の農作地は申請人の自宅にほぼ隣接しておりまして、現在も耕作している土地でありますので、今後もきちんと管理すると思います。申請地の北側と東側は申請者の所有地に面しており、南側は申請者が管理している知人の畑です。西側は水路に面しており、盛土で段差が生じる北と西、南側は規定の傾斜を持たせて対応するという事になっております。また、周辺の段差が生じる箇所については幅 30

cm、深さ 30 cmの堀を作って対応するという事であります。以上の状況から、周辺への影響は無いものと思われます。土地の搬入路として、申請地付近の砂利敷の道路を使用する為、道路が傷んだ場合は、工事終了後、道路を補修する条件を、許可条件に盛り込んで頂きたいと思ひます。本申請に関する意見は以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、説明いただいた条件を付けたうえで申請内容を承認し、受理する事に賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 57 号、番号 1 については、承認し受理と決定致しました。以上で日程第 4、議案第 57 号を終ります。

議 長 日程第 5、議案第 58 号「農地法第 3 条の 3 について」を、議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、事務局より議案第 58 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」を説明致します。議案書の 4 頁、議案第 58 号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 1 件、12,506 m<sup>2</sup>になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせて頂きます。番号 1、所在地ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、4,663 m<sup>2</sup>、外 8 筆、田畑等合計 12,506 m<sup>2</sup>になります。位置については、議案第 58 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考記載のとおりです。報告は以上になります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局より説明が終了しました。

この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、議案第 58 号の質疑を終了致します。日程第 5 は以上になります。

議 長 日程第 6、議案第 59 号「農地法第 5 条の届出について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事 務 局 事務局より議案第 59 号「農地法 5 条(届出)について」を説明致します。議案書の 5 頁、議案第 59 号資料 1 と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 1 件、227 m<sup>2</sup>になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号 1 ですが、所在地は、滑川町月の輪〇〇〇×××番×××、畑、227 m<sup>2</sup>になります。位置については、議案第 59 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが、行田市〇〇〇×××番×××号、株式会社□□□、代表取締役、□□□様です。届出事由は、売買により所有権を取得し、建売住宅敷地として利用する為、転用したいというものです。補足として、受理状況は備考記載のとおりです。こちらは、市街化区域内の農地転用となります。報告は以上になります。

議 長 はい。只今、事務局より説明が終わりました。この件は会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、議案第 59 号の質疑を終了致します。日程第 6 は以上となります。

議 長 本日の総会に付議された議案はすべて終了致しました。それでは、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 意義なしと認めます。滑川町農業委員会令和 3 年第 11 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力をありがとうございました。

事務局長 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましては、慎重審議ありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶を宜しくお願い致します。

職務代理 お忙しい中ご出席を頂き、慎重審議をありがとうございました。  
令和3年第11回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和3年12月20日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 高 柳 幸 夫

署名委員 田 幡 只 夫